

## 具体的寄与分の算定（特別受益と寄与分がある場合）

### <事例>

夫（死亡）・・・遺産（現金 5,000万円）

### <相続人>

- ①妻（療養看護 800万円の寄与分認定）
- ②長男（生前マンション購入資金1,000万円の特別受益）～持戻し免除無し
- ③長女（療養看護 500万円の寄与分認定）

### 1. 具体的相続分

各相続人の具体的相続分は、以下のとおりです。

- ①妻  $(5,000万 + 1,000万 - 800万 - 500万) \times \frac{1}{2} + 800万 = 3,150万$
- ②長男  $(5,000万 + 1,000万 - 800万 - 500万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - 1,000万 = 175万$
- ③長女  $(5,000万 + 1,000万 - 800万 - 500万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} + 500万 = 1,675万$

### 2. 具体的相続分率

各相続人の具体的相続分率は、以下のとおりです。

①妻	$\frac{3,150万}{3,150万 + 175万 + 1,675万} = \frac{3,150万}{5,000万} = 0.63$
②長男	$\frac{175万}{3,150万 + 175万 + 1,675万} = \frac{175万}{5,000万} = 0.035$
③長女	$\frac{1,675万}{3,150万 + 175万 + 1,675万} = \frac{1,675万}{5,000万} = 0.335$